

大磯町監査公表第 2 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 2 年 11 月 9 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 清田 文雄

監査結果報告書

1. 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

2. 監査の対象部課等

（1）対象補助金

町シルバー人材センター補助金

（2）対象団体等

補助金交付団体：一般社団法人大磯町シルバー人材センター

所管部課：町民福祉部福祉課（補助金所管課）

3. 監査の範囲及び事務

令和元年度（令和元年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日）に執行された補助金交付団体の補助金に係る出納、その他の事務の執行及び所管部課の補助金に係る事務

4. 監査の実施期間

令和 2 年 8 月 31 日から令和 2 年 10 月 20 日まで

5. 監査の方法及び監査項目

令和 2 年度大磯町監査基本計画に基づき、財政援助をしている団体の出納、その他の事務の執行が、財政援助の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかなどに着眼し、補助金交付団体及び所管課から監査説明書、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員からの説明聴取により監査を実施した。

6. 補助金交付団体の概要

一般社団法人大磯町シルバー人材センターは、昭和 59 年大磯町中高年生きがい事業団として設立し、その後名称変更を経て平成 23 年に法人化した。働く意欲ある健康な高齢者に対し、就労機会の確保と社会参加による生きがいと連帯を高め、町民の福祉の向上に寄与することを目的としている。主な事業内容は、就業機会の確保と拡大、会員の安全・適正就業の徹底、ボランティア活動の推進などである。

7. 補助金の執行状況

町シルバー人材センター補助金（1,900,000 円）を「大磯町シルバー人材センター運営費補助金交付要綱（平成 24 年大磯町告示第 37 号）」に基づき交付をしている本補助金は、同要綱第 3 条において、補助金の用途を、センターの職員人件費、事務費その他センターの事業運営に必要と認められる経費としている。当該補助金については、事業費としての事務局職員給料手当、事務局臨時雇用賃金、通信運搬費に充当された。

8. 監査結果

大磯町シルバー人材センターの補助金に係る出納、その他の事務の執行及び所管課における補助金交付に関する事務について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。